

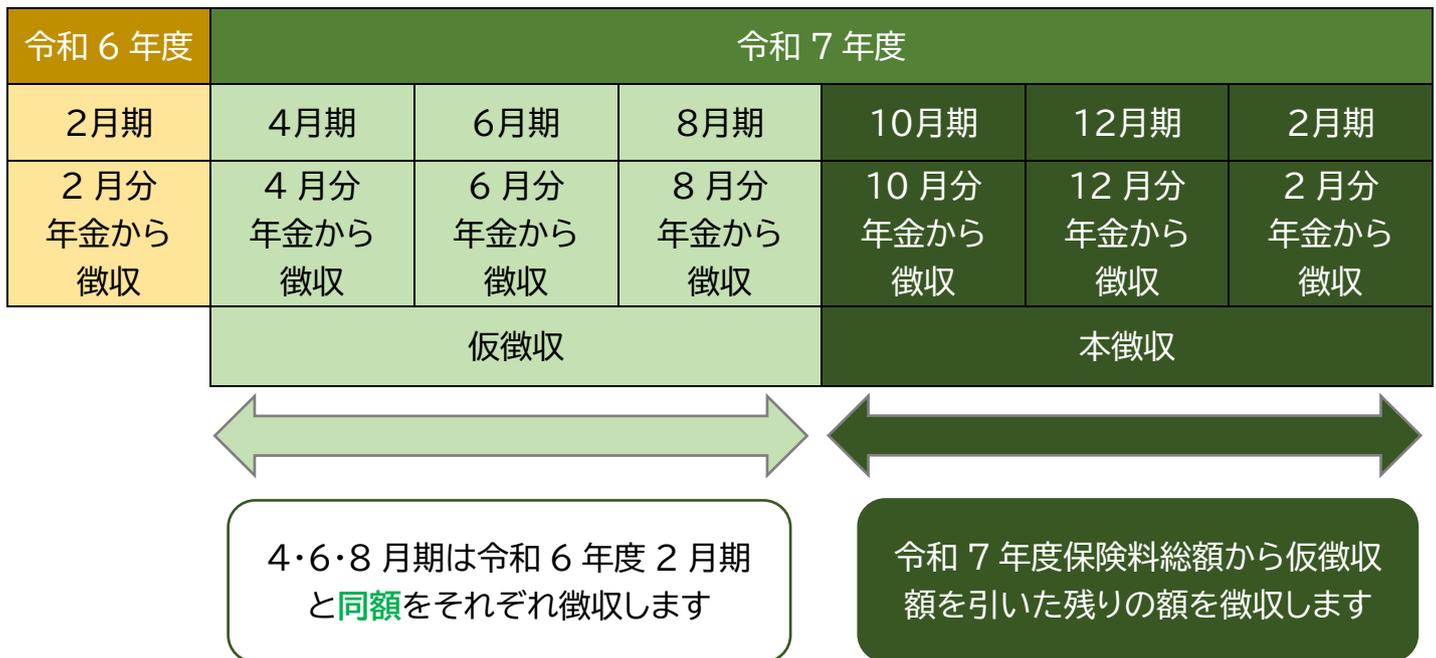
4月からの国民健康保険料は 年 金 から引き落とされます

仮徴収 と 本徴収

仮徴収とは、6月に行われる令和7年度国民健康保険料計算よりも前に、あらかじめ4・6・8月期の保険料額を仮で決定し、年金から引き落とし(特別徴収)を行うことを言います。仮徴収を行う各期別の金額は、直前の2月期徴収額と同じ金額となります。

本徴収とは、6月の令和7年度国民健康保険料計算にて決定した10・12・2月期の保険料について、特別徴収を行うことを言います。本徴収を行う金額は、令和7年度年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額となります。

【仮徴収と本徴収のイメージ】



【特別徴収は年度途中で意図せず中止する場合があります】

特別徴収となる対象者は法令によって決まっており、対象者の判定は年に2回(4月、7月)行います。4月の判定で対象者となり本通知を受け取った方でも、7月に決定する介護保険料の金額によっては年度中でも特別徴収が中止となり、以降、普通徴収(納付書払い)となる場合がございます。一方、保険料の支払方法を口座振替とすると、ずっと支払方法が変わらない(引落とし不能等の場合を除く)ため、おすすめです🌟

